

実施団体募集！

伊那地域協議会

皆さんのアイデアや工夫で「住みよいまち」になるよう、地域づくり活動に取り組んでみませんか？

この交付金は、地域の課題解決や地域振興のために
行う実践的な活動支援するためのものです。



募集内容

伊那地域協議会では、令和7年度伊那市協働のまちづくり交付金事業の2次募集を行います。申請をご検討されている場合は、申請前にご相談をお願いします。

※募集締め切り後、6月中旬に選考会を開催し、事業実施時期は7月～令和8年3月末までになります

※申請状況により、追加で事業の募集を行う場合があります。

○事業実施団体

伊那地区の

- ・区や町内会などの自治組織
- ・5名以上の市民でつくる地域づくり団体やグループなど

○交付金の規模

- ・伊那地域自治区（伊那地域協議会）
予算額 約320万円
- ・申請された事業を地域協議会が審査・選考し、採択された事業には予算の範囲内で交付金を交付します

○事業の補助率

- ・10/10以内（千円未満は切り捨て）
- ※審査により、事業が採択されない場合や、一部が不採択となる場合があります。

○申込方法

- ・「伊那市協働のまちづくり交付金事業計画書兼申請書」に必要書類を添え、伊那地域自治区事務所（伊那市役所地域創造課）に提出

〈必要な添付書類〉

- ・自治会や団体の規約、名簿
- ・事業費が分かる書類（見積書等）

※必要に応じて追加の書類をお願いする場合があります。

募集期間

令和7年5月1日（木）～
6月4日（水）まで

交付金の対象になる事業と経費

地域や団体が主体となって、地域を良くしようとする地域づくりの実践活動が対象となります。

伊那地域協議会では下の表の基準をもとに審査を行います。

対象になる事業

- ・地域の活性化につながる特色のある事業
- ・安心・安全な地域づくりのための事業
- ・子育て支援や高齢者の生活支援を充実するための事業
- ・空き家や空き店舗を活用した地域活性化のための事業
- ・環境の保全や、景観形成を行うための事業
- ・伝統文化を守り、振興するための事業

対象になる経費（例）

- ・勉強会等を行う時の外部講師への謝金
- ・活動を周知するためのチラシや資料の作成費用
- ・環境整備作業に必要な備品
- ・空き家、空き店舗の賃借料
- ・事業を行うために必要となる機械や重機の借り上げ料

対象にならない事業

- ・政治、宗教、営利を目的とする事業
- ・毎年開催されている地区の行事やイベント
- ・事業のほとんどが、業者等に委託で行う事業
- ・備品の購入等、設備の充実を図るだけの事業
- ・事業に発展性や継続性のない単発のイベント
- ・特定の団体や個人の資産形成や給付等を目的とする事業

対象にならない経費

- ・団体や施設の運営費や人件費
- ・飲食費
- ・イベントへの参加賞や商品などの経費
- ・公民館のエアコン設置やコピー機の購入
- ・移住者等への入区費の補助
- ・交付金の積立



よくある質問 Q&A

①対象になる活動は？

独自のアイデアを持ち先駆的で、地域や不特定多数の利益につながる地域住民参加型の活動です。また、波及効果や今後の活動の発展が期待でき、自立した活動が望めることも重要なポイントです。

地域に根差し、地域を良くしようとする特色ある活動であれば分野は自由です。

例：地域交流、景観形成、環境整備、歴史文化、健康福祉、産業振興など

②交付金の対象になるのは？

この交付金は、活動のために要する経費を支援します。

（講師謝礼、交通費、資料作成費、材料費、消耗品費、機械等借上料、会場使用料など）

③どのように事業や申請額を決めるのですか？

申請のあった事業を地域協議会で審査し、交付事業を決定します。結果は申請団体に直接通知します。

（選考の基準：趣旨の整合性、活動の主体性、先駆性、発展性、期待できる効果など）

④自己資金が必要ですか？

交付金の額は地域協議会によって決定されますので、申請した額が全て補償されるものではありません。また、千円未満の金額は切り捨てとなりますので、**自己資金が必要です**。事業内容によっては、会費や参加費など自己資金の確保をお願いします。

なお、協議会からの交付金の交付は、事業実施団体が事業費の支払い後に行います。

⑤対象にならない事業・経費は具体的にどのようなものですか？

事業：毎年開催している文化祭やスポーツ大会など、交付金がなくても実施する事業は対象になりません。エアコンの設置やコピー機の購入、また、汎用性の高いと認められる備品などは事業対象外です。

経費：活動に要する経費でも、団体の人件費や施設管理費、飲食費のすべて、参加者記念品などは対象外です。

⑥活動報告や経費の管理方法は？

活動の状況は写真等での記録、経費の管理は出納簿や証拠書類の整備が必要です。事業完了後の報告に必要となりますので、適切な処理をお願いします。また、活動内容はホームページや広報誌などで公開するほか、報告会での発表をお願いすることもあります。

◆ 参 考 ◆

令和5年度に採択した事業（抜粋）

団体名	事業名	事業概要	交付決定額
美原区自治会	自治会業務のデジタル化	デジタル化により、自治会の運営の効率を向上させ、区民にさらに多くのサービスを提供するための基盤を築き、高齢化社会に適応させることを目指す。デジタルツールとプラットフォームを活用し、自治会の活動をサポートする。①区民の声を聞くためのアンケート、②町内会情報ポータル構築、③オンラインミーティングとコミュニケーションツールの導入、④会員管理とイベント予約の自動化	212,000円

令和6年度に実施した事業

団体名	事業名	事業概要	交付決定額
上伊那助産師会	産後ケア *** ママを心から笑顔にする デイサービス ***	これまで個別対応の産後ケアを、集団で支援を行える施設において実施することで、母親同士の交流を深め、母親が気軽に自発的に外出して休息や気分転換をする機会を作る。 また地域の助産師や保育士とつながる機会を持つことで、母親と専門職の顔が見える関係が、母親にとっての拠り所となり、母親が安心して子育てすることにつながる。	271,000円
伊那谷アライアンス	市民発 今見つめ なおす地域防災の姿	地区の役員等ではない、防災に対して主体的に向き合える人々のネットワーク構築となる対話、体験の場を提供し、有事につながり連携できる関係性を築く。また、その中で生まれた提言を市政に還元していく。	328,000円
境区	「みんなが集う砂場」改修事業	安心安全な砂場環境を整えるため、間伐材を使用した木製枠を駐車場と砂場に設置することで、車の乗り入れや石などの混入を防ぐとともに、保護者などが子どもの見守りができるベンチを設置する。	422,000円
守屋 明	区民による「森林循環再生」	区制125年記念事業の一環として区有隣に区民(子供を含む)参加によるトチノキの苗植林を行い、防獣柵を設置することにより、循環型林業の伝統を継承していく。	285,000円

お気軽にお問合せください

伊那地域自治区事務所（伊那地域協議会事務局）
〒396-8617 伊那市下新田3050番地
伊那市役所4階 地域創造課 地域振興係
電話：0265-78-4111(内線2156) FAX：0265-74-1250
メール：chiiki@inacity.jp

